

來ル十日

皇太子殿下

賢所大前ニ於テ御成婚式行ハセラレ候節參列  
被 仰付候ニ付同日午前七時三十分  
賢所前參集所へ參集可有之此段申入候也

明治三十三年五月三日

式部長男爵三宮義胤

正三位伯爵大隈重信殿  
同 令 夫人

參列員着服文官有爵者有位者ハ大禮服陸軍將校  
警察官ハ正装海軍將校ハ正服其他服制アル者ハ  
其相當服勲章大綬  
婦人ハ通常禮服 ローブ、モンタント、ボンチー又ハ  
社袴  
公務又ハ病氣ニ依リ參列致シ難キ向ハ速カニ式  
御職ニ申出ララルヘシ





正三位伯爵大隈重信殿  
同 令 夫人





式部長男爵三宮義胤

本封ハ來ル十日 皇太子殿下御婚禮之節  
賢所參列ノ通知狀ニ付目下旅行不在等ニ  
テ當日參内致シ難キコトヲ留守居ニ於テ  
豫期シ得ル者ハ其事由ヲ記シ速ニ式部職  
へ届出アルヘシ

特別

114

D298